

第3章 環境施策の展開方向

3.1 豊かな自然を守り共生するまち

- 3.1.1 身近な自然環境を守ります。
- 3.1.2 里地里山、森林や農地の保全に努めます。
- 3.1.3 自然を積極的に活用します。

3.2 健康で安心して暮らせるまち

- 3.2.1 よりよい生活環境を創出します。
- 3.2.2 安全な食と水の確保に努めます。
- 3.2.3 環境リスクの軽減に取り組みます。

3.3 資源を大切にし、資源が循環するまち

- 3.3.1 ごみの減量と資源化に取り組みます。
- 3.3.2 省エネルギーを励行します。
- 3.3.3 再生可能エネルギーの導入を進めます。

3.4 環境について学び、自ら行動できるまち

- 3.4.1 環境学習の振興を推進します。
- 3.4.2 環境保全団体等の育成を図ります。
- 3.4.3 きれいなまちづくりを進めます。

第3章 環境施策の展開方向

目指すべき環境像の実現に向け、基本目標像を柱とした環境施策の体系に基づき、取り組むべき具体的な環境施策の展開方向を示します。

3. 1 豊かな自然を守り共生するまち

3. 1. 1 身近な自然環境を守ります。

本市は風の松原や小友沼、七座山、そして世界自然遺産白神山地を望む恵まれた自然環境に囲まれています。また、公園や街路樹、川べりといった身近な自然環境は、まちの景観を魅力的なものにし、自らの地域に対する愛着心の育成にもつながります。

これらの貴重な自然環境を守り継承していくために、市民、環境保全団体等と行政が連携をとりながら、地域の貴重な自然環境を守るための取り組みを進めます。

- ◇風の松原、米代川、きみまち阪、小友沼、白神山地などの優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、マナー向上等の啓発活動に努めます。
- ◇生態系への人為的影響の軽減や外来種移入の防止などに努め、生態系の保全に努めます。
- ◇人と野生動物の共生のため「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の適正運用などにより、野生動物の保護と生息・生育環境の保全に努めます。
- ◇市民ボランティアによる海岸や河川などの清掃活動、水質浄化のための市民運動を支援するとともに、不法投棄の防止に努めます。
- ◇河川改修などにあたっては、関係機関と協議し、周囲の景観や生息する生物などの自然環境に配慮します。
- ◇「能代市緑の基本計画」に基づいて、花や苗木の配布等により、緑に対する市民等の意識の高揚を図ります。
- ◇のしろクリーンパートナー制度の活用等により、街路樹や都市公園等の環境美化活動を市民と連携を図りながら推進します。
- ◇街並み景観の向上のため、電線地中化の促進や路線ごとの街路樹の統一化に努めます。
- ◇公共施設の緑化を図ります。

3. 1. 2 里地里山、森林や農地の保全に努めます。

里地里山は、古くから人々の暮らしと深いかかわりを持ちながら、日本の原風景の一つになっています。また森林は、水源かん養、二酸化炭素の固定、大気の浄化、生物種保存、レクリエーション機能を、農地は食料生産機能のほかに洪水調節機能や多様な生物の生息地を提供する機能があります。しかし近年は、少子高齢化等の影響を受け、森林や農地、里地里山の荒廃が目立ち、クマなどの野生動物が人里に出没するようになりました。

こうしたことから、先人が風土の中で培った知恵を生かしながら里地里山、森林や農地の保全に努めます。

- ◇農村地域の水環境や生態系の保全を図るため、ため池や水路、農道などの農業施設の適正管理と耕作放棄地等の増加防止に努めます。
- ◇「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ活動」と協力・連携し、ガンカモ類の生息環境の保全に努めます。
- ◇「能代市森林整備計画」に基づいて、森林の持つ公益的機能の維持に努めます。
- ◇松くい虫対策については、関係機関と連携しながら風の松原を中心とした海岸林を重点的に防除し、保全に努めます。
- ◇なら枯れ被害の情報収集に努め、被害が拡大しないようその対策に努めます。
- ◇里地里山の整備により、人とクマなどの野生生物との生息を区分する方策を検討します。
- ◇ニホンジカ、イノシシの生息状況の把握と情報収集に努めます。

3. 1. 3 自然を積極的に活用します。

本市には身近に触れることができる自然がいたるところにあります。また、身近な自然は、生命の不思議さや複雑な仕組みに触れる絶好の場でもあります。

そのためにグリーンツーリズムや自然観察会などを積極的に取り入れた活動を推進します。

- ◇本市の豊かな自然についての情報を市内外に積極的に発信していきます。
- ◇自然観察会等で豊かな自然に触れ合う機会を増やします。
- ◇農村環境を活かしたグリーンツーリズムなどによる地域間交流を促進します。
- ◇安全で親しみのある水辺環境を創出するため、水辺の整備を促進します。

3. 2 健康で安心して暮らせるまち

3. 2. 1 よりよい生活環境を創出します。

私たちは誰もが安心して暮らせる生活環境を欲しています。きれいな水、きれいな空気、不必要な騒音のない環境は人が生活していく上で最低限、必要な要素です。

安全・安心して暮らせる生活環境は行政だけでは実現できません。

このことから、安心して暮らせるまちづくりのため、市民、事業者、行政が協力しながら誰もが住みたくなり、誇りを持てるようなまちづくりを推進します。

- ◇国や県などの関係機関や米代川流域の市町村と協力・連携し、ごみや生活排水などによる水質汚濁防止、油類などの流出事故発生時における被害の拡大防止に努めます。
- ◇水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害拡大防止を徹底させます。
- ◇公共用水域の水質状況の定期的な分析調査を行います。
- ◇公共下水道や浄化槽の生活排水処理施設の整備を進めるとともに、トイレの水洗化等を支援します。
- ◇生活排水路が混入している水路や排水管の整備により周辺環境の悪化を防止します。
- ◇工場・事業場排水による水質汚濁事故の未然防止や、悪臭防止に関する啓発や指導に努め、事故時の被害の拡大防止を徹底させます。
- ◇工場・事業場に対して大気汚染に繋がる有害化学物質などの自主的な管理の徹底と使用の削減を促します。
- ◇アクリルたわしや環境負荷の少ない洗剤の使用など、台所で容易にできる生活排水対策の啓発に努めます。
- ◇側溝等の悪臭防止のため、清掃を行います。
- ◇酸性雨・PM2.5等に関する情報の収集・提供に努めます。
- ◇ごみの野焼きなどの不適正な焼却をしないよう指導・周知などを行います。
- ◇日常生活における騒音・振動・悪臭を防止するための自主的な対策や配慮を促します。
- ◇国道などの主要な沿道や住宅地の騒音の状況を定期的に測定するとともに、必要に応じ測定地点見直しなどを検討します。
- ◇有害化学物質などの濃度を把握するため、土壌の定期的な分析調査を行います。
- ◇街灯のLED化を進めます。
- ◇除雪のルール等を周知するとともに、都市公園などを排雪場として利用します。

3. 2. 2 安全な食と水の確保に努めます。

食と水の安全は、私たちの命を支えるとても大事なもので、安心して食べられる食材や飲料水を確保できる環境が整えられていなければなりません。

そのため、地域の農家の方々との連携を深めながら、安心して食べられる食材を地域で生産し消費する仕組み（地産地消）を推進するとともに、良好な飲料水の確保を図ります。また、誰もが安全で健康な毎日を送れるよう、食と水への市民の関心を促します。

- ◇農薬や肥料等の適正使用により、安全・安心な農産物の生産を促進します。
- ◇地産地消と食育を推進します。
- ◇水道整備を効果的に進めます。
- ◇民営の簡易水道及び小規模水道の適正な維持管理や施設整備等を支援します。
- ◇水道未普及地域の飲用井戸水の水質検査を行います。

3. 2. 3 環境リスクの軽減に取り組みます。

本市では、産業廃棄物の不適正処理事案に伴う環境の悪化があり、今もその対策が行われています。大事なことは、このことを教訓として、同じことが二度と起こらないような対策を講じていくことです。

また、様々な環境リスクに対して、その状況把握とリスクを想定した対策により、誰もが安心して住めるまちづくりを進める必要があります。

このことから、規制の見直し、環境アセスメントの厳格な実施、防災体制の充実などを講じ、安全で安心して住めるまちづくりを推進します。

- ◇能代産業廃棄物処理センターなどの環境保全対策は、地元住民や県と連携しながら、適正に行います。
- ◇「能代産廃問題」の教訓を踏まえ、環境に対する市民の積極的な行動や保全活動を行政が一体となって促進します。
- ◇環境問題に関する最新の研究や国・県の法令改正等に迅速に対応し、必要に応じて条例、規則などの整備及び見直しを実施します。
- ◇環境問題に関する苦情を把握し、適切かつ迅速に対応し、法令等の遵守の指導に努めます。
- ◇大気や水質など市内の環境について把握するため、環境調査を行います。
- ◇事業活動に伴う公害の未然防止と環境保全を図るため、その啓発に努めるほか、必要に応じて環境保全協定の締結を進め、その運用を図ります。
- ◇建設資材に含まれる有害化学物質について、情報の収集・提供に努めます。
- ◇地球温暖化に伴う豪雨や洪水、土砂災害等の災害に備え、ハザードマップによる避難場所や災害危険箇所等の周知啓発、自主防災組織の活性化と設置促進、防災体制の充実強化等に努めます。
- ◇地球温暖化による感染症のリスクや健康への影響について、情報の収集・提供に努めます。
- ◇地球温暖化の進行に伴い、温室効果ガスの削減など「緩和策」だけでなく、気候変動への対応など「適応策」の必要性を認識し、その情報収集に努め、施策を検討します。
- ◇ごみ処理施設の整備を計画的に推進します。
- ◇最終処分場については、広域化も視野に入れた検討を行います。

3. 3 資源を大切にし、資源が循環するまち

3. 3. 1 ごみの減量と資源化に取り組みます。

年々ごみの減量化は進んできておりますが、今ある資源のストックを枯らすことなく、将来世代も我々と同様の利便性を得られるようにするためにはさらに資源の循環を推進する必要があります。

このことから、3R（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）の意識を高め、ごみの減量を推進します。

また高齢者の方々にも配慮したごみの分別・収集の仕組みづくりを検討します。

- ◇コンポスト容器の普及推進に向け、生ごみ堆肥化普及啓発事業等を継続します。
- ◇建設副産物のリサイクル、リユースを進めます。
- ◇ごみを出さない、エネルギーを使わない、素材を活かしたエコクッキングの普及・啓発に努めます。
- ◇環境への負荷が少ない製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努めます。
- ◇ごみの廃棄について、市民及び事業者への適正な処理を指導します。
- ◇ごみの発生を抑えるリデュース、繰り返し使用するリユースの意識啓発に努めます。
- ◇公共施設等へ常設のリサイクルボックスを設置するなど、ごみ分別に市民が積極的に取り組める仕組み作りを検討します。
- ◇資源ごみ回収に関して、民間活力の導入や集団回収を拡げることにより、リサイクル率の向上を図ります。
- ◇分別収集を進めるため、廃棄物減量等推進員制度の有効活用に努めます。
- ◇高齢者世帯等に配慮したごみの分別・収集方法を検討します。
- ◇報奨金やコミュニティビジネス等に関する検討を進め、資源化の推進に努めます。
- ◇回収した廃棄物から資源物の回収に努めます。
- ◇廃食用油の回収と再利用を推進します。

3. 3. 2 省エネルギーを励行します。

省エネルギーは、エネルギー使用の合理化を総合的に進めるために提唱され、産業部門への規制が主なものでした。その後地球規模で温暖化対策が叫ばれるようになり、温室効果ガスの排出量を削減するため、業務・家庭の民生部門の対策が強化されています。

省エネルギーは、地球温暖化対策や限りある資源の有効活用につながり、一人ひとりができることは小さくても、市民、事業者、行政が全市単位で行うことで、その効果はとて大きなものになります。

このことから、地球温暖化対策を主眼に、省エネルギーをさらに推進していきます。

◇地球温暖化につながる温室効果ガス削減の普及・啓発に努めます。

◇市自らが、環境配慮に向けた先進的な取組を展開し、事業者の環境配慮の意識を啓発します。

◇環境マネジメントシステムの普及に取り組みます。

◇市は、国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、推進することを宣言します。

◇「COOL CHOICE」を周知・啓発し、市民・事業者・行政が一体となって実践に努めます。

◇公共交通機関や自転車の利用促進、ノーカーデーやカーシェアリングの普及啓発に努めます。

※「COOL CHOICE（賢い選択）」とは地球温暖化対策のための国民運動

- 〈例〉
- ・エコカーを買う、エコ住宅にする、エコ家電にする、という「選択」
 - ・高効率な照明に替える、公共交通を利用する、という「選択」
 - ・クールビズを実践する、ウォームビズを実践する、という「選択」
 - ・低炭素なアクションを習慣的に実践するというライフスタイルの「選択」

3. 3. 3 再生可能エネルギーの導入を進めます。

地球温暖化対策と化石燃料の有限性から地球規模で再生可能エネルギーへのシフトが進められています。また、再生可能エネルギーの導入は、新たな産業の育成にもつながります。しかし、現段階における再生可能エネルギーの導入割合は世界的に見ても低くなっています。

このことから、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を進めていくことが必要です。

- ◇風力や太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ◇太陽熱やバイオマス熱、排熱などの熱エネルギーの活用を促進します。
- ◇リサイクルポートである能代港の有効活用を図ります。
- ◇次世代エネルギーの活用に関する情報の収集・提供に努めます。

3. 4 環境について学び、自ら行動できるまち

3. 4. 1 環境学習の振興を推進します。

本市の環境を将来世代にわたって保全するためには、特に幼少期における自然環境学習が重要です。また、それらの学習プログラムを推進するには地域の学校や活動団体等が中心的な役割を担わなければなりません。加えて環境学習の内容は自然の仕組みにとどまらず、先人から継承した自然との付き合い方、使い方も網羅する必要があります。

このことから、これらの環境学習プログラムの実施を推進し、その過程や成果を絶えず市内外に情報発信しつつ、本市の環境を守り・活用していく人材の育成に取り組んでいきます。

- ◇行政、市民、学校が連携しながら環境について学習できる環境整備に努めます。
- ◇こども環境探偵団・環境大学などの環境学習の機会の充実に努めます。
- ◇地域の伝統文化の継承や歴史の伝承に努めます。
- ◇星空観察会等により、光環境への意識を高めます。
- ◇環境に関する情報発信の拡充のため、広報の連載記事の検討、ホームページ掲載内容の充実に努めるほか、ブログ開設等について検討します。
- ◇環境家計簿など、市民が日常生活において実践できる環境保全活動の情報提供を行います。
- ◇県内各都市と連携して、環境に関する各種問題についての情報交換を行い、地域環境の改善に努めます。

3. 4. 2 環境保全団体等の育成を図ります。

本市の豊かで貴重な自然を守り、継承していくためには、広く地域における様々な活動が重要です。その中心的役割を果たす自然保護や環境学習などに取り組む環境保全団体等の活動は、自然の仕組みだけではなく、先人たちから継承した自然との付き合い方、使い方も網羅する必要があります。

このことから、本市の環境を守り・活用していく環境保全団体の育成に取り組んでいきます。

- ◇環境保全団体などの育成を図り、その団体などの実施する環境保全活動の支援に努めます。
- ◇環境活動について顕著な団体や個人の活動を広く紹介します。
- ◇ごみの減量化に取り組む団体等を支援します。

3. 4. 3 きれいなまちづくりを進めます。

豊かな環境や美しい景観も心無い人たちのごみのポイ捨てや不法投棄によって大きく損なわれています。そしてこれらのポイ捨て、不法投棄の多くは本来子供たちに見本を示すべき大人によってなされています。

このことから、ごみのポイ捨てのないきれいなまちづくりのため、マナー教育とごみの不法投棄の防止に積極的に取り組んでいきます。

- ◇のしろクリーンパートナー制度の普及を図ることにより、環境に対する意識啓発・教育を推進します。
- ◇野焼きによるごみの不適正な焼却をしないよう周知・指導を徹底します。
- ◇公共施設の利用マナーの向上を図るため、啓発活動を行います。
- ◇街区公園等の遊具や公衆トイレの点検を地域と連携しながら定期的に行います。
- ◇自治会、子ども会等による地域ごとの清掃活動の普及・啓発に努めます。
- ◇関係機関と協力して、不法投棄の早期発見、防止に努めます。
- ◇不法投棄パトロールやマナー向上についての啓発活動等を強化します。